

障害者虐待防止法の概要・ 手引き改訂のポイントについて

広島県健康福祉局障害者支援課 主査 本西 豊基

目次

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 令和6年7月手引き改訂の概要

【参考:厚生労働省動画URL:】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00017.html

1 障害者虐待防止法の概要

1 障害者虐待防止法の概要

(1) 法の成立・目的について

① 法の成立

- 児童、高齢者に続く、障害特性を踏まえた虐待防止法
- 2011年6月17日成立、2012年10月1日施行

② 法の目的(趣旨)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることと等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の施策を促進することをもって、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

① 「障害者」の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者手帳を取得していない場合も含まれる。）

② 「障害者虐待」の定義

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

③ 「障害者虐待」の種類

- 1 身体的虐待: 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 2 性的虐待: 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 心理的虐待: 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 放棄・放置: 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の者が障害者に対し1から3までに掲げる行為を行うのを放置すること。
- 5 経済的虐待: 当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

④身体的虐待の例

本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。

- 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけどや外傷を与える。
- 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- 本人に向けて刃物を近づけたり、振り回す。
- 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
- 移動させるときに無理に引きずる。
- 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。
- 正当な理由のない身体拘束

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

身体拘束の例

- 車いすやベッドなどに、しばり付ける。
- 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
- 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束は原則許されない！

①切迫性②非代替性③一時性のすべての要件を満たす場合のみ許される。
正当な理由がない場合は身体的虐待に該当する可能性がある。

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

身体拘束を行う判断は
組織的かつ慎重に！

【やむを得ず身体拘束を行う三要件】

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで、利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替性を判断する場合には、まず、身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

⑤性的虐待の例

あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。
- 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。
- 性器を写真に撮る、スケッチをする。
- わいせつな映像や写真を見せる。

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

⑤心理的虐待の例

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

- 障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- 侮蔑を込めて、子どものように扱う。
- 話しかけているのに意図的に無視する。
- 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- 家族や親族、友人等との団らんから排除する。
- 「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。
- 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- 本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

⑥放棄・放置(ネグレクト)の例

意図的であるかどうかを問わず、介助や生活の世話を行っている者がその提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- 室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- 支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
- 必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。
- 他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的 hand 立てをしていない。
- 話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。

1 障害者虐待防止法の概要

(2)「障害者虐待」とは？

⑦経済的虐待の例

本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。不当に制限する。
- 年金や賃金を管理して渡さない。
- 年金や預貯金を無断で使用する。
- 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- 本人の財産を本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
- 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。

1 障害者虐待防止法の概要

(3) 虐待行為に対する刑事罰

- 1 身体的虐待: 殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
- 2 性的虐待: 強制わいせつ罪、強制性交等罪、準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
- 3 心理的虐待: 脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪
- 4 放棄・放置: 保護責任者遺棄罪
- 5 経済的虐待: 窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

必要に応じ、被害者による被害の届出の支援が求められる。

1 障害者虐待防止法の概要

(4) 障害者虐待が起こる構図

- 1 虐待は密室の環境下で行われる。
- 2 障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく。
- 3 周囲の人々に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい。

【障害保健福祉部長通知(平成17年10月20日)「障害者(児)施設における虐待の防止について」】

「小さな出来事」がエスカレートしてしまう理由

- 1「言っても無駄」「言ったら不利益になる」という意識
- 2意思表示が困難な特性
- 3現場の自由度が高い

- ①個々人が「小さな出来事」を意識する。
- ②現場レベルで共有する。

1 障害者虐待防止法の概要

(4) 障害者虐待が起こる構図

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待を防止することが極めて重大である。

尊厳とは？

憲法13条(個人の尊厳)

- ・すべての人は、個人として尊重される。
- ・幸福追求権

1人の人として「尊重」しているか
本人の幸福追求の支援をしているか

★虐待を防止する上で重要な視点

- 行政側は虐待を「防止」の観点から捉え、そのことを関係者で共有していくことが求められる。
- 障害者を支援する周囲の人々は虐待を「防止」の観点から捉え、支援の意識づけとして障害者虐待防止法を活用することが求められる。
- 「虐待はエスカレートしていく」という構造を理解し、「小さな出来事」を把握する力を身につける。

1 障害者虐待防止法の概要

(5) 障害者虐待を発見したら？

① 早期発見義務

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。(法第6条第2項)

② 通報義務

障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町等に報告しなければならない。

※ 障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報をしたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

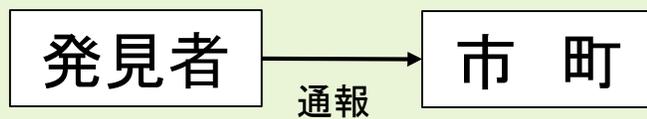
1 障害者虐待防止法の概要

(5) 障害者虐待を発見したら？

③ 通報の窓口と流れ

窓口は「市町障害者虐待防止センター」及び「広島県障害者権利擁護センター」

養護者による
障害者虐待



- 1 事実確認(立入調査等)
- 2 措置(一時保護、後見申立)

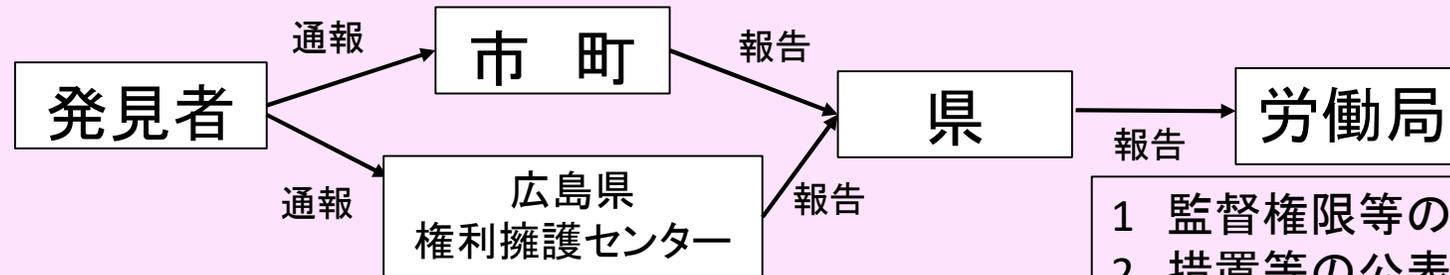
障害者福祉施設
従事者等による
障害者虐待



- 1 監督権限等の適切な行使
- 2 措置等の公表

※事業所や法人の指導・処分権限を市町が持っている場合は、担当部署への報告も必要。

使用者による
障害者虐待



- 1 監督権限等の適切な行使
- 2 措置等の公表

1 障害者虐待防止法の概要

(6) 学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止対策

関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、障害者に対する虐待に対処するための措置、その他の必要な措置を講ずるものとされている。(法第29条～第31条)

担当部署等との間で当該規定を確認するとともに、学校などにおける措置の実施状況の確認を要請するなど、実効的な解決に向けた支援が望まれる。

○ 担当機関等

【学校における障害者への虐待】

市町教育委員会、県教育委員会、教育センターなど

【保育所等における障害者への虐待】

市町、県安心保育推進課、県こども家庭課など

【医療機関における障害者への虐待】

県医療介護基盤課など

2 令和6年7月手引き改訂の 概要

2 令和6年7月手引き改訂のポイント

(1)「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂【1】

① 市町村・都道府県向け手引き

1 令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から新たに精神科病院における障害者虐待の都道府県への通報義務等が設けられたことを踏まえ、記載を修正(P17、P33)

2 令和6年7月手引き改訂のポイント

(1)「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂【2】

2 通報者への虐待対応状況の報告及び通報者保護について追加・修正

- ・養護者虐待における通報者への対応状況の報告について、明確化する観点で修正(P52)。
- ・福祉施設従事者等虐待及び使用者虐待における通報等による不利益な取扱いの禁止に関連して、公益通報者保護法の規定に関する内容を参考として追加(P110、P147)。

(参考)

公益通報者保護法における規定公益通報者保護法でも、労働者(退職後1年以内の退職者を含む)又は役員が、事業者内部で法令違反行為(犯罪行為若しくは科料対象行為又はこれらにつながる行為に限る)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を事業者内部、権限を有する行政機関、その他の事業者外部に対して所定の要件(※)を満たして公益通報を行った場合の通報者に対する保護が規定されています。

(※)所定の要件

例)労働者が権限を有する行政機関への通報を行おうとする場合 ①又は②のいずれかの要件を満たす場合

- ①公益通報の対象となる事案が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある
- ②公益通報の対象となる事案が生じ、又はまさに生じようとしていると思量し、かつ、所定の事項を記載した書面(通報者の氏名、住所、公益通報の対象となる事実の内容や当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思量する理由等を記載)を提出すること

2 令和6年7月手引き改訂のポイント

(1)「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂【3】

- ・ 福祉施設従事者等虐待及び使用者虐待における通報者への報告が必要な場合の対応等に関する記載を追加（P116、P150）。

2 令和6年7月手引き改訂のポイント

(1)「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂【4】

指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一（P101、P132）

- ・虐待の防止に関する担当者の選定
- ・成年後見制度の利用支援
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（研修方法や研修計画等）
- ・虐待防止委員会の設置

2 令和6年7月手引き改訂のポイント

(1)「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂【5】

・令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加(P102)

【減算の取扱い】

運営基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。
虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数

・身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加(P132)

【減算の取扱い】

運営基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。
身体拘束廃止未実施減算

(施設・居住系) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
(訪問・通所系) 所定単位数の100分の1に相当する単位数

2 令和6年7月手引き改訂のポイント

(1)「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂【7】

令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業の成果を踏まえ、福祉施設従事者等虐待における、虐待があった施設の再発防止に向けての支援について、施設所在地自治体の役割に関する記載を追加(P127)。

2 令和6年7月手引き改訂のポイント

(2)「障害者福祉施設等における障害者虐待防止手引き」の一部改訂【11】

- ・原因の分析と再発の防止について、直近の調査結果を踏まえて記載を修正(P29)
- ・強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加(P43)

広島県のホームページ

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [健康福祉局](#) > 障害者支援課

障害者支援課

主な業務内容

連絡先

〒730-8511
広島市中区基町10番52号
Tel：082-513・3161（代表）
Tel：082-513-3158（指導検査
グループ）

あいサポートプロジェクト

- ① 令和5年度「広島県あいサポート運動企業・団体表彰」受賞企業・団体が決定しました！（2023年11月1日）
- ① 令和5年度 あいサポートメッセンジャーステップアップ研修を開催します！（2023年9月11日）
- ① 障害を知り、共に生きる～ 「あいサポート運動」に係る出前講座の募集について（2023年4月13日）
- ① 「あいサポート運動企業・団体」を募集しています！（2022年11月25日）

[👉 一覧を見る](#)

条例・制度

- ① 障害者差別解消法をご存じですか？
- ① 指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の基準条例、規則等について
- ① 障害者虐待の防止について

障害者虐待の防止について

 [印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2023年7月13日

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加を妨げるものとなります。

障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことであり、社会全体で障害者の虐待防止に取り組んでいく必要があります。

障害者に対する虐待は法律で禁止されています

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）が、平成24年10月1日に施行されました。

この法律では、障害者に対する虐待の禁止や障害者虐待の定義が明確化され、町の立入調査権限などが定められました。

障害者とは

障害者虐待防止法では、障害者を障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、発達障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能に障害がある人で、障害及び社会的障壁によって生活に

参考

- ① [厚生労働省事務連絡（令和5年7月7日）（PDFファイル）\(88KB\)](#)
- ② [・主な改定のポイント（PDFファイル）\(69KB\)](#)
- ③ [・障害者虐待対応における個人情報を取り扱う主な場面（PDFファイル）\(69KB\)](#)
- ④ [・障害者福祉施設等における障害者虐待防止手引き（PDFファイル）\(1.58MB\)](#)
- ⑤ [・市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（PDFファイル）\(3MB\)](#)

参考資料・ページ

上記制度改正事項についての参考資料・ページを掲載しています。

(1) 感染対策マニュアル・感染対策業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(2) 自然災害発生時の業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

(3) 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/gyakutaiboushi/documents/zireisyuu.pdf>

(4) 障害者福祉施設等における虐待防止対応の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

(5) 障害福祉の現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html

障害福祉サービス等事業者に関する情報

事業者の方へ [まとめサイト](#) (指導検査グループ)

指導監査

[① 指導監査](#)

[② 集団指導](#)

[③ チェックシート](#)

[④ R3制度改正事項](#)

学校における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
<p>①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加 各学校で虐待防止に関する研修を実施 いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加 学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施 各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等） 障害理解促進のための冊子の作成
<p>②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携 スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施 特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施 他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置 児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握
<p>③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣） 人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
<p>④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 体罰防止月間の実施 障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 体罰関連行為ガイドラインの作成、周知 障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進

保育所等における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	保育所等における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
<p>①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の保育所等所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に園長等が参加 各保育所等で虐待防止に関する研修を実施 人権に関する絵本等の配布 児童虐待防止推進月間にのぼり旗の掲出 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に保育所等所管部署担当者が参加 幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
<p>②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 園内に相談窓口（園長・主任級）を設置、保護者への周知 苦情解決体制との連携、外部委員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援 専用ダイヤルの設置による随時電話相談 保育所利用者アンケートの実施
<p>③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性等、担当課も把握し助言等の実施 「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
<p>④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「人権擁護セルフチェックリスト」の実施による保育士自身の振り返りの実施 保育所職員による市内療育施設への見学 障害のある園児の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 巡回相談等での保育士、園への支援を通した子どもの育ちの支援環境の整備 各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	医療機関における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
<p>①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加 各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施 患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布 虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に医療機関所管部署担当者が参加 県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施
<p>②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等）の周知 精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知 職員、患者等に対する通報先の明示 	<div data-bbox="2058 532 2356 678" data-label="Image"> </div> <ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 庁内に設置する医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
<p>③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導において相談や通報窓口周知の掲示や意見投書への対応状況等の確認 虐待等の事例が発生した場合は必ず報告するよう周知 虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導
<p>④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員を擁する人権擁護委員会の設置 病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への人権擁護委員会の設置要請・自治体が独自に作成した「障がい者対応のガイドブック」を精神科病院に送付、周知

御視聴
ありがとうございました！